

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和七年八月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大塚 信 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 大谷材木町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
で	東松山市大字野田字野放一〇 五一番一地先から同市大字野 田字野放一一九四番一地先ま	区 間
一〇・四七〇一七・三五	一〇・四七〇一四・五〇	敷地の幅員 (メートル)
四五・〇〇		延長 (メートル)
歩道整備工事による。		備考